

新規就農者育成総合対策

【令和5年度当初予算額 19,225（20,700）百万円】
（令和4年度補正予算額 2,600百万円）

<対策のポイント>

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、**経営発展のための機械・施設等の導入**を地方と連携して親元就農も含めて支援するとともに、伴走機関等による**研修向け農場の整備、新規就農者への技術サポート等**の取組を支援します。また、**就農に向けた研修資金、経営開始資金、雇用就農の促進のための資金の交付**、農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化、リカレント教育の充実等**の取組を支援します。

<政策目標>

40代以下の農業従事者の拡大（40万人〔令和5年まで〕）

<事業の全体像>

1. 経営発展への支援

就農後の経営発展のために、県が**機械・施設等の導入**を支援する場合、県支援分の2倍を国が支援します。

2. 資金面の支援

- ① **新たに経営を開始する者**に対して、資金を助成します。
- ② **研修期間中の研修生**に対して、資金を助成します。
- ③ **雇用元の農業法人等**に対して、資金を助成します。

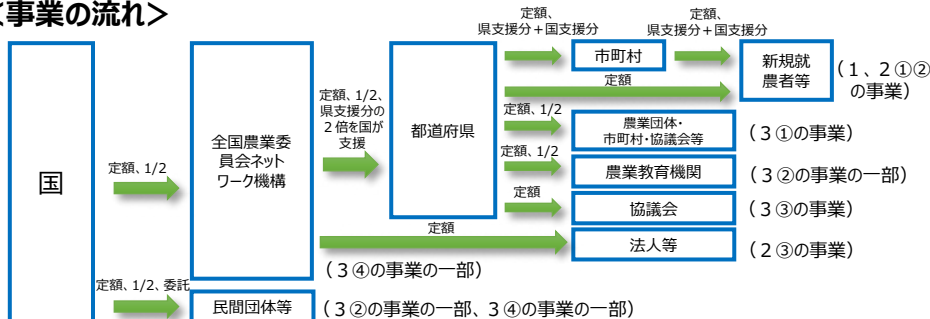
3. サポート体制の充実・人材の呼び込みへの支援

- ① 農業団体等の伴走機関が行う実践的な**研修農場の整備**、地域における**就農相談員の設置、先輩農業者等**による新規就農者への技術面等のサポート、**社会人向け農業研修の実施**を支援します。
- ② 農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化**を支援します。
- ③ 都道府県等による**現役農業者へのリカレント教育の充実**を図り、地域における**デジタル・グリーン分野の人材育成**の取組を支援します。
- ④ インターンシップ、就農相談会の開催等による**多様な人材の確保**を支援します。

（令和4年度補正予算）新規就農者確保緊急対策

就農準備を支援する資金の交付、就農後の初期投資の促進等を支援します。

<事業の流れ>



1. 経営発展への支援

経営発展支援事業※1

（機械・施設、家畜導入、果樹・茶改植、機械リース等が対象）

対象者：認定新規就農者※2（就農時49歳以下）

支援額：補助対象事業費上限1,000万円（2①の交付対象者は上限500万円）

補助率：県支援分の2倍を国が支援（国の補助上限1/2 〈例〉国1/2, 県1/4, 本人1/4）



2. 資金面の支援

① 経営開始資金※3

対象者：認定新規就農者※4（就農時49歳以下）

支援額：12.5万円/月（150万円/年）※5

×最長3年間

補助率：国10/10

② 就農準備資金※3

対象者：研修期間中の研修生（就農時49歳以下）

支援額：12.5万円/月（150万円/年）※5

×最長2年間

補助率：国10/10

③ 雇用就農資金

対象者：49歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等、雇用して技術を習得させる機関

支援額：最大60万円/年×最長4年間

補助率：国10/10

3. サポート体制の充実・人材の呼び込みへの支援

① サポート体制構築事業※1

- ・農業団体等の伴走機関が行う研修農場の機械・施設の導入等を支援
- ・就農相談員：資金・生活面等の相談
- ・先輩農業者等：技術・販路確保等の指導
- ・社会人が働きながら受講できる研修の実施

② 農業者キャリアアップ支援事業

都道府県等による現役農業者に対するデジタル・グリーン分野の人材育成強化

② 農業教育高度化事業

農業大学校・農業高校等における

- ・農業機械・設備等の導入
- ・国際的な人材育成に向けた海外研修
- ・スマート農業、環境配慮型農業等のカリキュラム強化
- ・現場実習や出前授業の実施等

④ 農業人材確保推進事業

インターンシップ、新・農業人フェアの実施等

※1 取組計画に応じた事業採択方式

※2 新規参入者、親元就農者（親の経営に従事してから5年以内に継承した者）が対象

※3 前年の世帯所得が原則600万円以下の者が対象

※4 新規参入者、親元就農者（親の経営に従事してから5年以内に継承した者）のうち新規作物の導入等リスクのある取組を行う者が対象

※5 支払方法（月毎、半年等）は交付主体による選択制

【お問い合わせ先】経営局就農・女性課（03-3502-6469）